

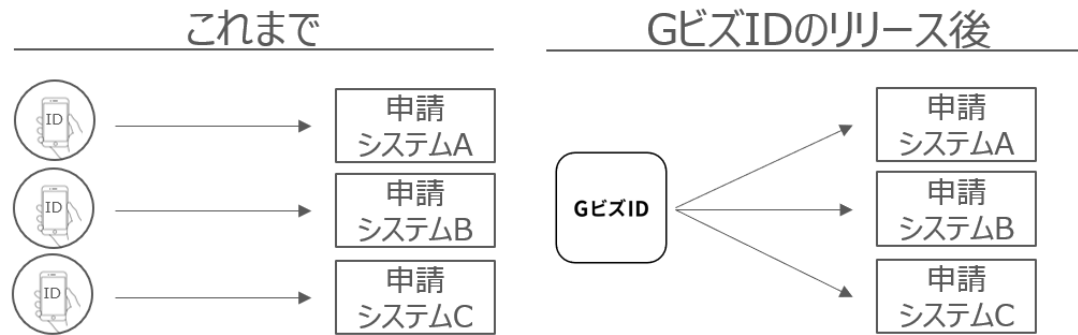
G ビズIDの委任機能の拡充と G ビズIDの法的根拠明確化について

令和7年8月4日 デジタル庁

1. GビズIDにおける委任機能の改善内容について
2. GビズIDの法的根拠明確化について

GビズIDの概要

- GビズIDは、事業者（法人・個人事業主）が一度アカウントを取得すると、国・自治体等が提供する220以上のウェブサイト（補助金申請システム等）にログインできる認証サービス。
- 2019年に運用を開始し、利用者数は着実に増加中。これまでに累計132万者へアカウントを発行済み。



1

1つのIDで複数の行政手続に認証(ログイン)できる

これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化

2

マイナンバーカードによる本人確認で手続毎の存在確認書類が不要に

これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に

3

GビズIDプライムでは2要素認証を通じてセキュリティにも配慮

【現状の利用状況】（2025年7月末時点）

- 登録ユーザー数 約134万者（法人：個人=8：2）
- 年間ログイン数 2650万件（令和6年度）
- 連携システム数 221システム（17府省庁、129自治体）

【GビズIDでログインできるサービスの例】

The screenshot shows the jGrants website. At the top, there's a navigation bar with 'jGrants' logo, '補助金を探す', '申請の流れ', 'よくあるご質問', 'API', and a 'ログイン' button. Below the navigation bar, the main heading is 'ログイン'. A large white box contains the following text: 'jGrantsから補助金の申請を行うにはGビズIDの取得が必要です。あらかじめご用意をお願いします。' followed by two bullet points: '■ GビズIDとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請頂く際にご利用いただけるログインアカウントです。' and '■ jGrants利用可能なGビズIDの種別 [詳細を見る](#)'. Below the bullet points, there are two lines of text: 'GビズIDプライム（法人等の代表者アカウント）' and 'GビズIDメンバー（組織の従業員用アカウントとしてプライムが許可したアカウント）'. At the bottom of the page, there are two buttons: 'GビズIDでログインする' (highlighted with a red box) and 'GビズIDを取得する'.

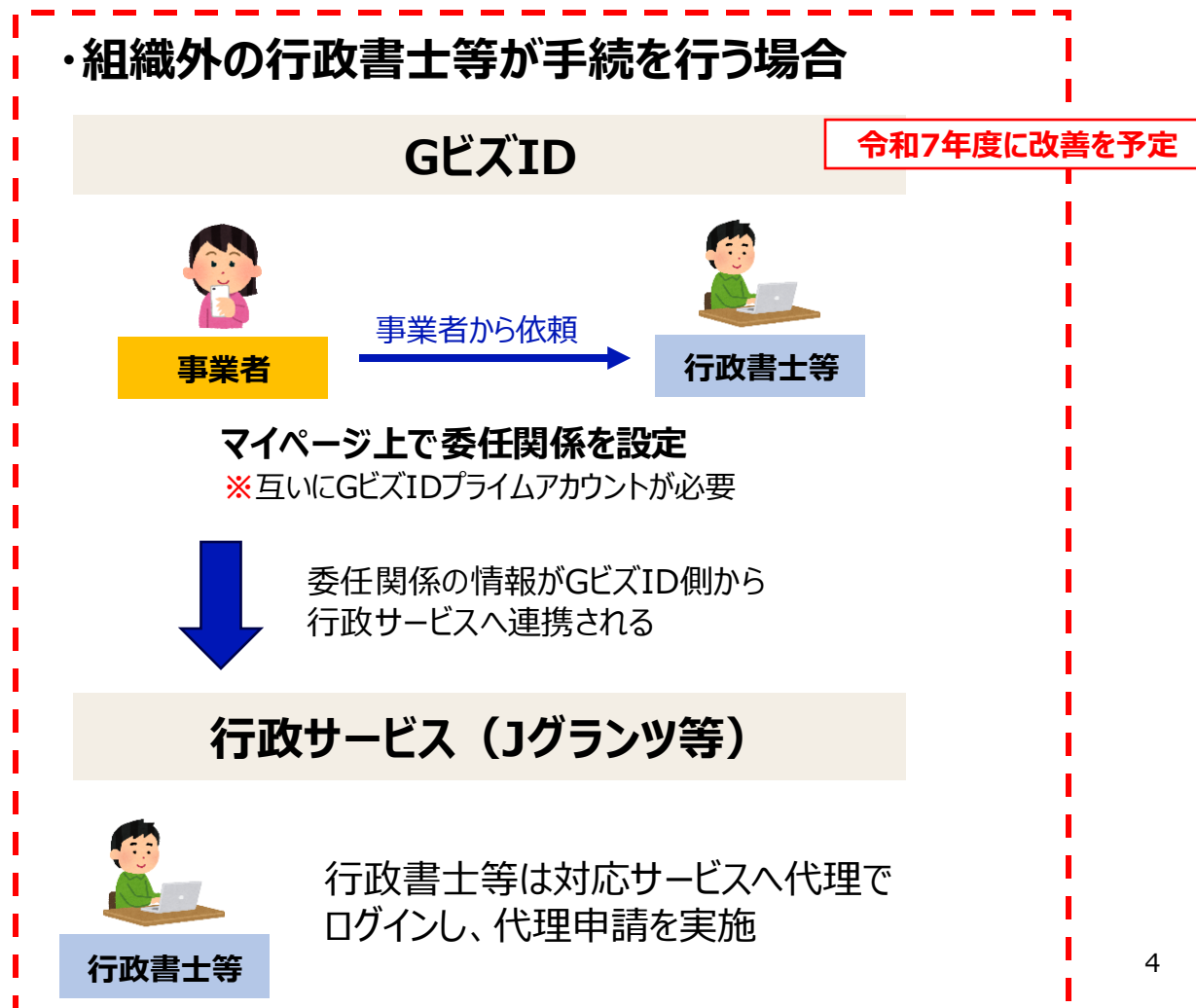
GビズIDにおける代理の仕組

- GビズIDでは、行政手続を法人代表者等の本人以外が実施する場合を想定し、メンバーアカウント機能（組織内の従業員等が手続を行える仕組）と委任機能（組織外の行政書士等の第三者が手続を行える仕組）を提供。
- 令和7年度は、委任機能について、利用者・行政サービス双方の利便性向上に向けた改善を実施する。

・組織内の従業員等が手続を行う場合

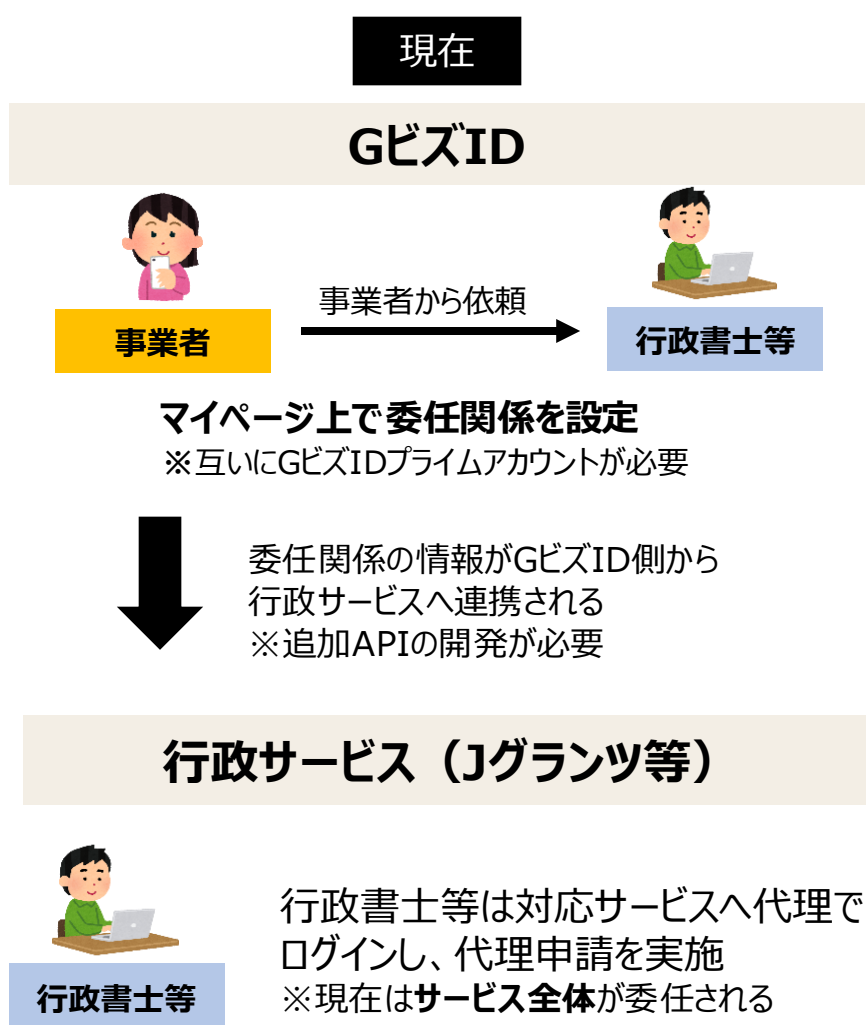


・組織外の行政書士等が手続を行う場合



主な改善内容の紹介

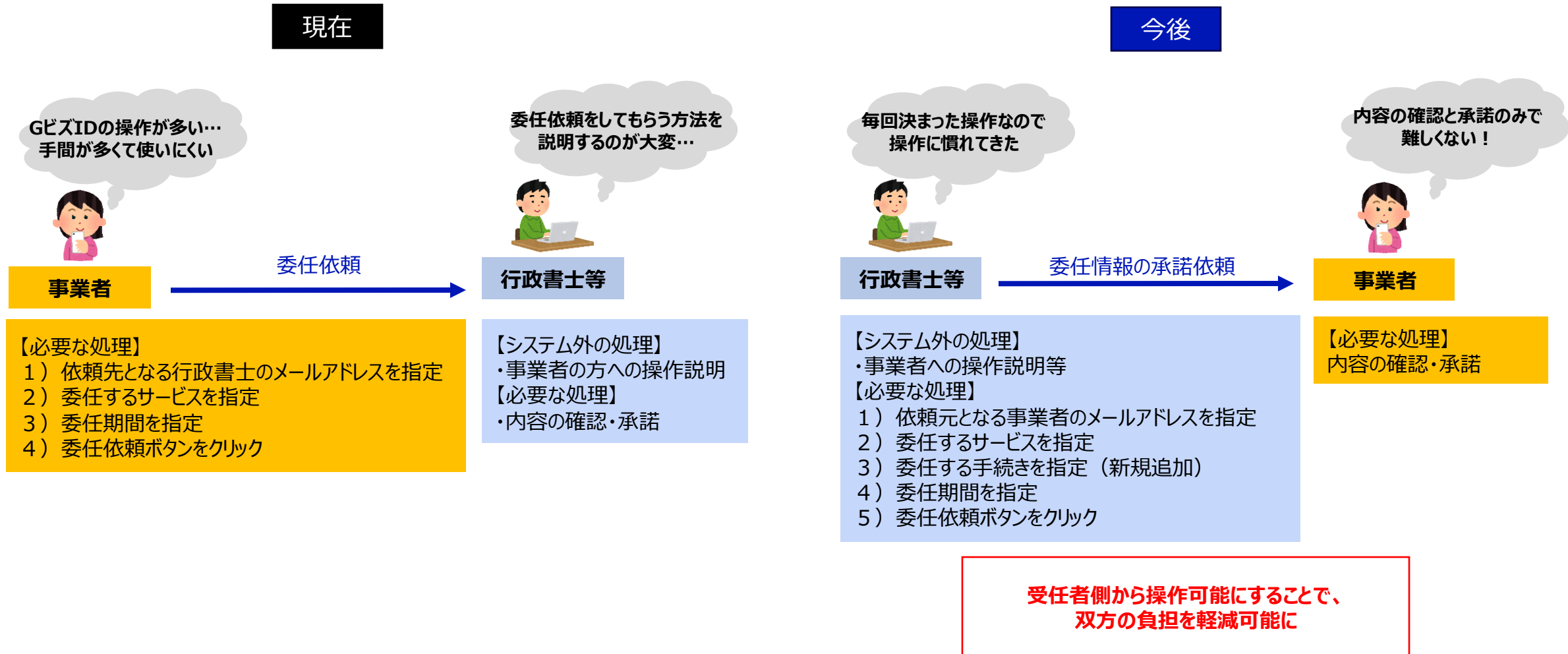
- ① 委任の設定は委任者（事業者）から始める必要があったが、**受任者（行政書士等）から始める**ことも可能に。【利用者向け】
- ② 連携サービスが委任機能に対応するのに必要だった**追加API開発は不要**に。【連携サービス向け】
- ③ **委任範囲**はサービス全体だけでなく、**手続きごとの設定**も可能に。【連携サービス・利用者向け】



※それぞれの詳細は次項以降参照

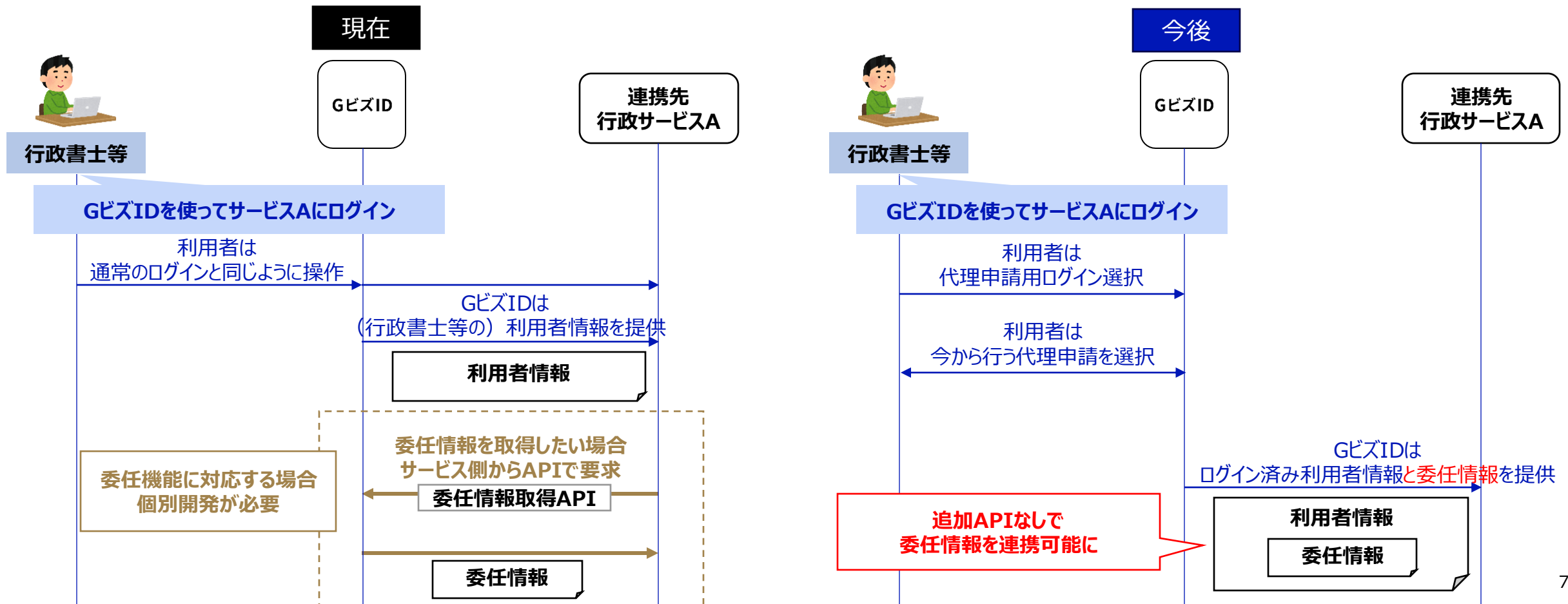
① 委任内容同意時のUI・UXの改善【利用者向け】

- これまで、GビズIDで委任設定を行おうとする際は、委任者（事業者）から申請の操作を開始する必要があったが、改修後は、受任者（行政書士等）からも操作を開始することが可能となる。
- これにより、受任者（行政書士等）から、委任範囲や委任期間等の条件を設定することが可能となる。



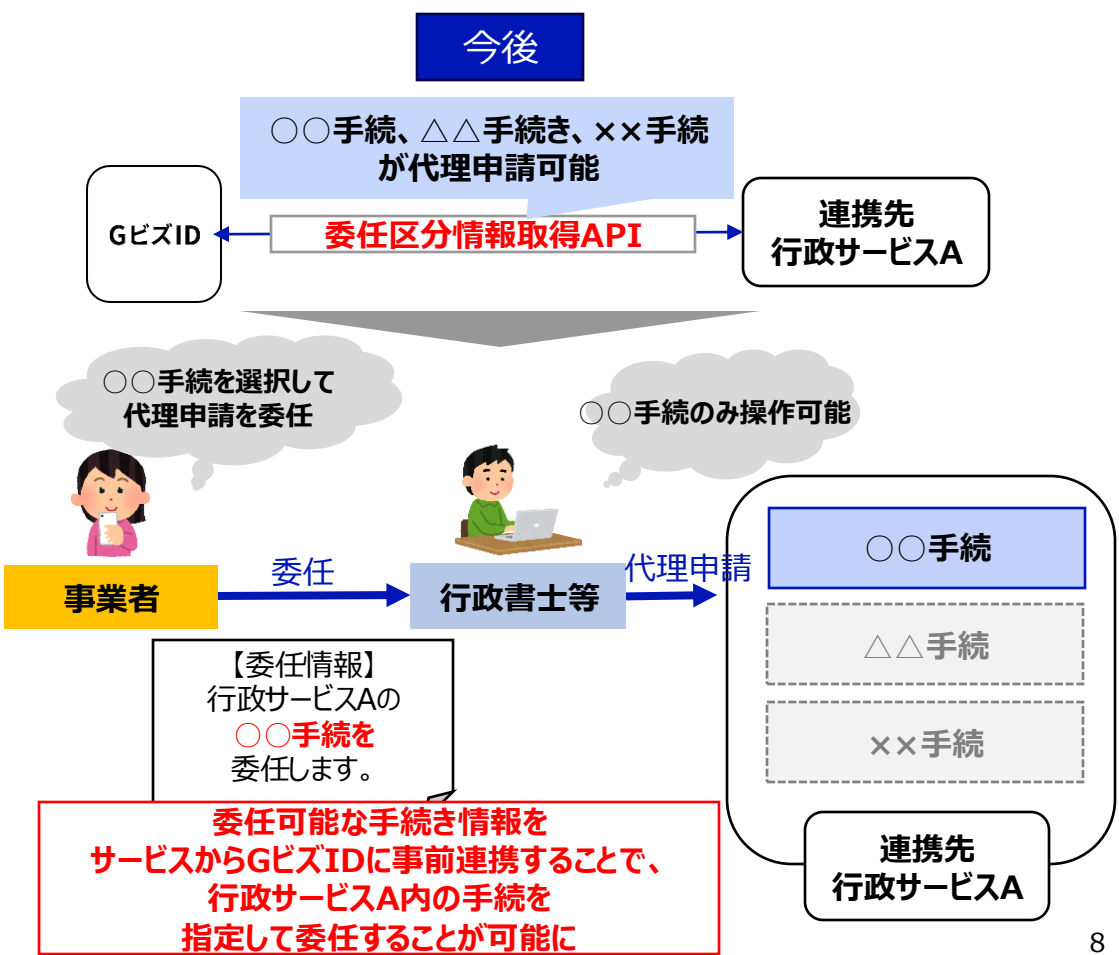
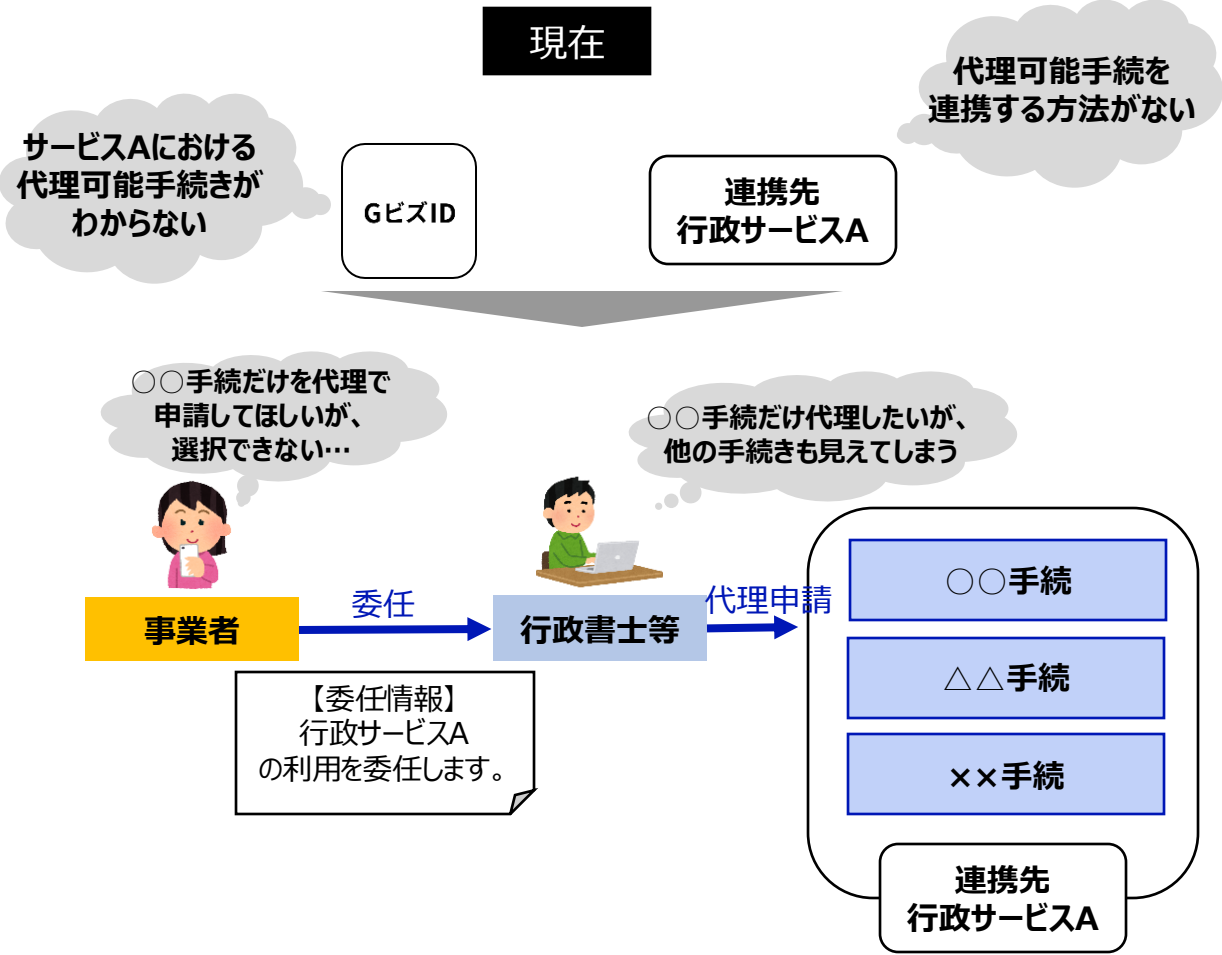
②GビズIDが提供する委任情報の仕様改善【接続サービス向け】

- 現状、委任機能に対応するためには委任情報取得APIという新規APIの追加開発が必要。
- 令和7年度の改修により、委任情報を利用者情報の取得に利用している属性情報取得API（userinfoAPI）のスコープに入れこむことによって**新規APIの追加が不要に**。
- なお、GビズIDから取得した委任情報を利用する場合は、従来どおり、連携サービス側での改修が必要となる。



③ 委任範囲を詳細に指定できる機能を提供【接続サービス・利用者向け】

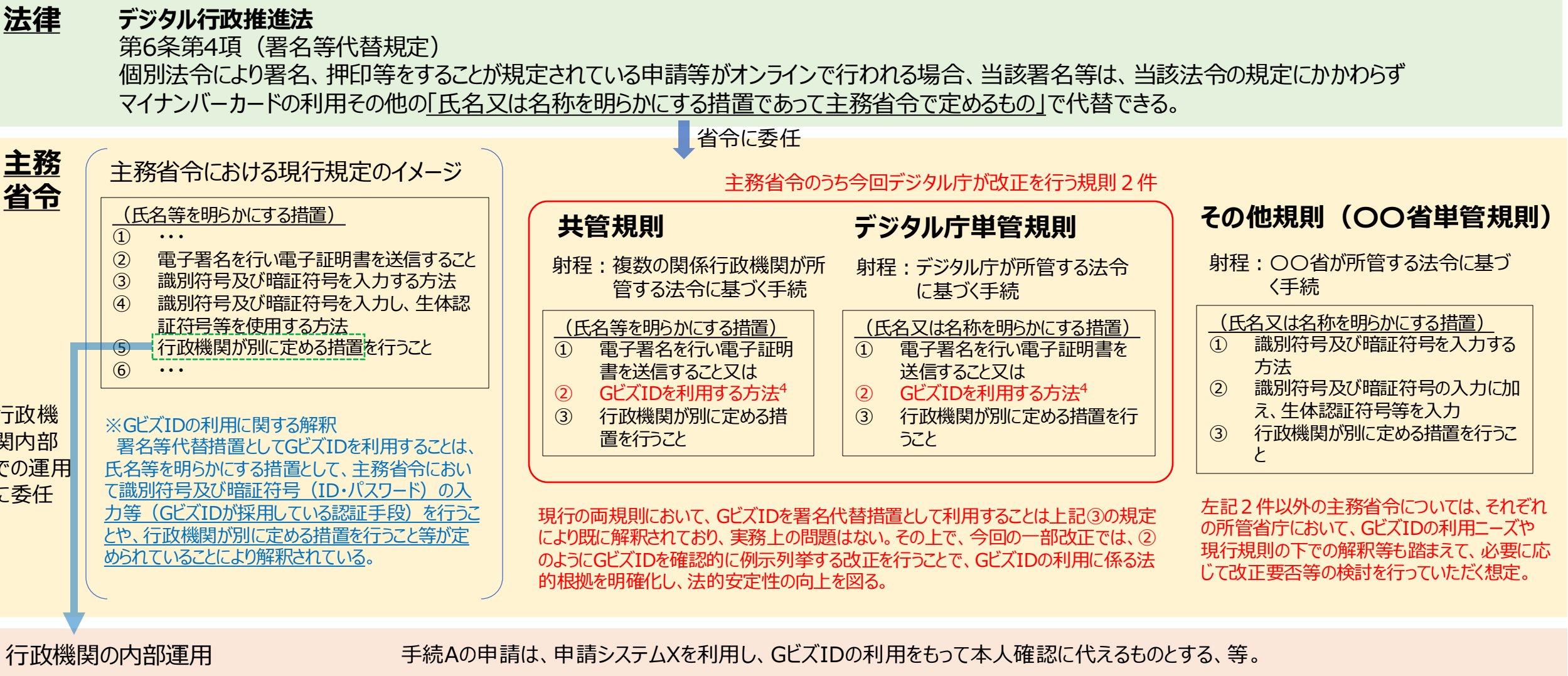
- 委任範囲は、これまで連携サービス全体しか選択できなかったが、今後はサービス内の手続きごとの指定も可能とする新たな機能を提供。
- なお、本機能は、詳細な委任範囲の設定を行う連携サービス向けのオプション機能であり、連携サービス側での追加改修を要する。
- 連携サービス側で「委任区分情報取得API」を別途実装すると、利用者が委任設定を行う際に「委任区分」を選択可能に。



1. GビズIDにおける委任機能の改善内容について
2. GビズIDの法的根拠明確化について

GビズIDの法的根拠明確化に向けた省令改正について

GビズIDが行政サービスとの連携を拡大する中で、一部システム（商業登記電子証明書やe-Tax）との連携に際して、GビズIDの利用に係る法的根拠を明確化することが求められている。デジタル行政推進法¹の主務省令のうち、共管規則²とデジタル庁単管規則³の「氏名又は名称を明らかにする措置」に係る規定に、GビズIDの利用を確認的に例示列举する一部改正を実施する。



1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

2 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

3 デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）

4 規定イメージであり、具体的な条文については調整中。

10